

日 薬 情 発 第 20 号  
平成 30 年 4 月 12 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会  
副会長 鈴木 洋史

健康被害救済制度における給付金額の改正について

平素より本会会務にご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、独立行政法人医薬品医療機器総合機構健康被害救済部より、別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

会務ご多用のところ恐縮ながら、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。



公益社団法人日本薬剤師会 御中

## 健康被害救済制度における給付金額の改正について

独立行政法人医薬品医療機器総合機構におきましては、医薬品による副作用及び生物由来製品による感染等を原因とする健康被害に対し、救済業務を行っております。

今般、別添のとおり、平成30年3月30日付をもって独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部が改正され、同4月1日より健康被害救済制度における給付金額が、別紙のとおり改正となりますのでお知らせいたします。

貴団体傘下の会員企業に周知していただけますと幸いです。

なお、当該改正につきましては、当機構ホームページにおいてもお知らせいたします。  
(<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0007.html>)

今後とも引き続き、健康被害救済業務への御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年4月2日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構  
健康被害救済部

### 本件問い合わせ先

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

健康被害救済部企画管理課

〈電話〉 03-3506-9460

## (別紙)

給付の種類	給付対象期間等		給付額		
	給付の内容		現行 (29.4.1~30.3.31)		改正後 (30.4.1~)
医療費			保険の自己負担額		同左
医療手当	通院	月3日以上	36,300	→	36,400
		月3日未満	34,300	→	34,400
	入院	月8日以上	36,300	→	36,400
		月8日未満	34,300	→	34,400
	入院及び通院		36,300	→	36,400
障害年金	1級	年額	2,752,800	→	2,767,200
		月額	229,400	→	230,600
	2級	年額	2,203,200	→	2,214,000
		月額	183,600	→	184,500
障害児養育年金	1級	年額	860,400	→	865,200
		月額	71,700	→	72,100
	2級	年額	688,800	→	692,400
		月額	57,400	→	57,700
遺族年金	年額		2,408,400	→	2,420,400
	月額		200,700	→	201,700
遺族一時金			7,225,200	→	7,261,200
葬祭料			206,000		206,000

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百五号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十六条第三項（同法第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「三万六千三百円」を「三万六千四百円」に改め、同項第二号中「三万四千三百円」を「三万四千四百円」に改め、同項第三号中「三万六千三百円」を「三万六千四百円」に改め、同項第四号中「三万四千三百円」を「三万四千四百円」に改め、同条第二項中「三万六千三百円」を「三万六千四百円」に改める。

第七条第一項第一号中「二百七十五万二千八百円」を「二百七十六万七千二百円」に改め、同項第二号中「二百二十万三千二百円」を「二百二十一万四千円」に改める。

第九条第一項第一号中「八十六万四百円」を「八十六万五千二百円」に改め、同項第二号中「六十八万八千八百円」を「六十九万二千四百円」に改める。

第十条第五項中「二百四十万八千四百円」を「二百四十二万四百円」に改める。

第十一条第二項第一号中「七百二十二万五千二百円」を「七百二十六万二千二百円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成三十年三月以前の月分の独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による医療手当、障害年金、障害児養育年金及び遺族年金並びに同月三十一日以前の死亡に係る同法による遺族一時金の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 加藤 勝信  
内閣総理大臣 安倍 晋三

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文  
 ○独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（医療手当の額等）</p> <p>第五条 法第十六条第一項第一号の医療手当（以下「医療手当」という。）は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 その月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療（同項第五号に規定する医療に伴うものを除く。以下同じ。）を受けた日数が三日以上の場合 <u>三万六千四百円</u></p> <p>二 その月において前号に規定する医療を受けた日数が三日未満の場合 <u>三万四千四百円</u></p> <p>三 その月において前条第一項第五号に規定する医療を受けた日数が八日以上の場合 <u>三万六千四百円</u></p> <p>四 その月において前号に規定する医療を受けた日数が八日未満の場合 <u>三万四千四百円</u></p> <p>2 同一の月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療と同項第五号に規定する医療とを受けた場合にあつては、その月分の医療手当の額は、前項の規定にかかわらず、<u>三万六千四百円</u>とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>（医療手当の額等）</p> <p>第五条 法第十六条第一項第一号の医療手当（以下「医療手当」という。）は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 その月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療（同項第五号に規定する医療に伴うものを除く。以下同じ。）を受けた日数が三日以上の場合 <u>三万六千三百円</u></p> <p>二 その月において前号に規定する医療を受けた日数が三日未満の場合 <u>三万四千三百円</u></p> <p>三 その月において前条第一項第五号に規定する医療を受けた日数が八日以上の場合 <u>三万六千三百円</u></p> <p>四 その月において前号に規定する医療を受けた日数が八日未満の場合 <u>三万四千三百円</u></p> <p>2 同一の月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療と同項第五号に規定する医療とを受けた場合にあつては、その月分の医療手当の額は、前項の規定にかかわらず、<u>三万六千三百円</u>とする。</p> <p>3 (略)</p>

(障害年金の額)

第七条 法第十六条第一項第二号の障害年金（以下「障害年金」という。）の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 別表に定める一級の障害の状態にある者 二百七十六万七千二百円

二 別表に定める二級の障害の状態にある者 二百二十一万四千円

2 (略)

(障害児養育年金の額等)

第九条 法第十六条第一項第三号の障害児養育年金（以下「障害児養育年金」という。）の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 別表に定める一級の障害の状態にある者を養育する者 八十六万五千二百円

二 別表に定める二級の障害の状態にある者を養育する者 六十九万二千四百円

2 (略)

(遺族年金)

第十条 (略)

2 3 4 (略)

5 遺族年金の額は、二百四十二万四千円とする。

(障害年金の額)

第七条 法第十六条第一項第二号の障害年金（以下「障害年金」という。）の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 別表に定める一級の障害の状態にある者 二百七十五万二千八百円

二 別表に定める二級の障害の状態にある者 二百二十万三千二百円

2 (略)

(障害児養育年金の額等)

第九条 法第十六条第一項第三号の障害児養育年金（以下「障害児養育年金」という。）の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 別表に定める一級の障害の状態にある者を養育する者 八十六万四千円

二 別表に定める二級の障害の状態にある者を養育する者 六十八万八千八百円

2 (略)

(遺族年金)

第十条 (略)

2 3 4 (略)

5 遺族年金の額は、二百四十八万四千四百円とする。

6  
69 (略)

(遺族一時金)

第十一条 (略)

2 遺族一時金は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 許可医薬品等の副作用により死亡した者の死亡の当時遺族年金を受けられることができる遺族（当該死亡の当時胎児である子がある場合であつて当該胎児であつた子が出生した場合における当該子を含む。以下この項において同じ。）がないとき、又は遺族年金を受けられることができる遺族が遺族年金の支給の請求をしないで死亡した場合において、他に同順位若しくは後順位の遺族年金を受けられることができる遺族がないとき 七百二十六万  
千二百円

二 (略)

3  
5 (略)

6  
69 (略)

(遺族一時金)

第十一条 (略)

2 遺族一時金は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 許可医薬品等の副作用により死亡した者の死亡の当時遺族年金を受けられることができる遺族（当該死亡の当時胎児である子がある場合であつて当該胎児であつた子が出生した場合における当該子を含む。以下この項において同じ。）がないとき、又は遺族年金を受けられることができる遺族が遺族年金の支給の請求をしないで死亡した場合において、他に同順位若しくは後順位の遺族年金を受けられることができる遺族がないとき 七百二十二万  
五千二百円

二 (略)

3  
5 (略)

薬生副発 0330 第 1 号  
平成 30 年 3 月 30 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課  
医薬品副作用被害対策室長  
( 公 印 省 略 )

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する  
政令の公布について

本日、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 105 号。以下「改正政令」という。）が公布されました。改正政令の内容は下記のとおりですので、御了知の上、各給付の適切な支給についてよろしくお願い申し上げます。

#### 記

##### 1 改正内容

- (1) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）が支給する医療手当の額について、医療を受けた日数等に応じ、月額 36,300 円から 36,400 円に、月額 34,300 円から 34,400 円に引き上げること（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成 16 年政令第 83 号。以下「施行令」という。）第 5 条第 1 項及び第 2 項関係）。
- (2) 機構が支給する障害年金の額について、障害の程度に応じ、2,752,800 円から 2,767,200 円に、2,203,200 円から 2,214,000 円に引き上げること（施行令第 7 条第 1 項関係）。
- (3) 機構が支給する障害児養育年金の額について、障害の程度に応じ、860,400 円から 865,200 円に、688,800 円から 692,400 円に引き上げること（施行令第 9 条第 1 項関係）。
- (4) 機構が支給する遺族年金の額について、2,408,400 円から 2,420,400 円に引き上げること（施行令第 10 条第 5 項関係）。
- (5) 機構が支給する遺族一時金の額について、7,225,200 円から 7,261,200 円に引き上げること（施行令第 11 条第 2 項関係）。



## 2 施行期日等

- (1) 改正政令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行すること（改正政令附則第 1 項）。
- (2) 平成 30 年 3 月以前の月分の医療手当、障害年金、障害児養育年金及び遺族年金並びに同月 31 日以前に生じた死亡に係る遺族一時金の額については、なお従前の例によること（改正政令附則第 2 項）。